

第6回委員会の意見対応表

■景観計画（素案）について（色彩基準を含む）

下記表は、策定委員会における意見等（意見記入シートを含む）への対応としてまとめたものです。

注）下記表に記載されている章、項やページは7月10日時点の資料で示しています。⇒は例示

番号	意見等	意見等への対応	
1	語句の表現について	<ul style="list-style-type: none"> ●<意見記入シート：第1章（1）①「…悠久の歴史や旧街道の風情」→「悠久の歴史」は抽象的すぎ、「旧街道」と並置するのはなじまない。「歴史・文化的建造物や旧街道等の風情」ではどうか。②「…印西市都市マスタープランに適合させるとともに、」→「…印西市都市マスタープランに適合させ、併せて印西市環境基本計画……」 	<ul style="list-style-type: none"> ○語句について見直しを行います。
2	特定の地区の景観形成基準について	<ul style="list-style-type: none"> ●北総病院はドラマで使われているが、周辺に手を入れて、そこからの眺めを活かすことが考えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本医科大学付属千葉北総病院を含む周辺は、景観計画（素案）において一般地区「台地の緑景観ゾーン」に位置しております。（仮称）景観形成重点地区として独自の景観形成基準を定めることも制度上可能ですが、これについては地権者の発意等が必要となりますので、景観計画上は難しいと思われます。 ○フィルムコミッションへの情報提供等、他の手法を検討していきたいと考えています。
3	国道464号沿道地区の景観形成基準の一律について	<ul style="list-style-type: none"> ●9ページで、国道464号沿道地区にはタウンセンター地区も含まれているが、タウンセンター商業系の容積率が高い地区と国道464号沿道地区が同じような形態規制の基準で良いのか違和感がある。たとえば、国道464号と駅前通りの違いがないということである。 ●また、光沢のある素材は不可ということであるが、ガラスは不可なのか。都心地区ではガラス面の多い施設もできる可能性がある。また464号沿道には調整区域もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国道464号沿道地区の行為別基準は、9、10、11ページで「建築物」、「工作物」、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」、「木竹の伐採」に分類しています。 ○例えば、建築物は基本的に市街化区域内が対象となりますが、基準は配置・規模や形態意匠、色彩、外構に区分し、建築物の用途や位置等に限らず共通の配慮すべき事項として定めていますが、届け出の建築物は個々に異なるため、個別の誘導を行うこととなります。 ○なお、駅周辺に関する文言の見直しを行います。

			<p>○「……光沢のある素材や反射性の高い……」は、光沢や反射によって過度な眩しさや光や熱などの悪影響を与えないように配慮するため、ガラスであってもこれらに該当するもの（過度の鏡面ガラス等）は控えていただくこととなります。</p>
4	無形の景観資源について	<p>●景観まちづくり基本計画では、伝統芸能や祭りなど、形がないものも扱っている。このようなハードでないものに対する扱いは、だんだん薄くなっていくような気がする。＜意見記入シート：小林住みよいまちづくり会のHPでは「無形」資源が人気サイトで最も多い。景観計画の「目標や方針」なりに明確に記述していただきたい。＞</p>	<p>○本基本計画（素案）では、基本目標をはじめ、主に次の事項で「無形の景観資源」について記載をしています。</p> <p>⇒第1章（1）①計画の目的、（3）基本方針</p> <p>⇒第2章（3）②の景観拠点のシンボル景観拠点 1 シンボルとなる景観資源の保全</p> <p>○なお、「（8月16日資料の）第6章 地域別の景観まちづくりの展開方向」において、無形の景観資源について記載を行います。</p>
5	事例のシミュレーションについて	<p>●届出が必要ない行為、また建築協定や地区計画がかかっていない地区で、できると思われる事例はシミュレーションしておく必要があるのではないか。その際、景観条例・景観計画を施行している自治体の運用や見直しのなどの経緯の事例を集めながら進めてほしい。</p>	<p>○他都市の事例などを情報収集し、景観啓発や景観計画運用に活用することとします。隣接の成田市及び我孫子市に運用指針や届出の内規等の情報提供していただきました。今後制度の見直しを行った自治体の情報も収集する予定です。</p> <p>○また、「景観計画の運用に係る景観を誘導する取り組みの推進」として、手引き等の作成に関する記載を行います。</p>
6	景観形成の制度について	<p>●景観協定など様々な仕組みがある。モデル的に誘導して、景観がよくなると浸透することもある。重点地区や協定など、どのようなメニューがあるのかを示して整理することも考えられるのではないか。</p>	<p>○景観協定などの制度として次のものがあり、今後の事務局活用資料としてストックします。</p> <p>○また、「他の制度に基づく景観形成の取り組みの推進」として記載を行います。</p> <p>⇒地区計画／建築協定</p> <p>⇒景観協定／景観地区</p> <p>⇒緑地協定／緑地保全地域／市民緑地</p> <p>⇒景観重要建造物／景観重要樹木</p> <p>⇒登録有形文化財（建造物）／重要文化的景観</p>
7	擁壁について	<p>●工作物の擁壁について、歩行者に圧迫感を与えないということである</p>	<p>○擁壁は、工作物として届出の対象としていますので、色彩を含め誘導等</p>

		<p>が、個人の土地で造成する擁壁は、垂直のものがあり、色も家の外壁とあわせて塗り替えて、周辺から浮いてしまっている事例があった。建築協定が締結されているが、擁壁については特に規定していない。道路と一体的に見えるので、勝手なことをしないようにできないか。</p>	<p>を行うこととなります。</p> <p>○なお、届出対象外についても景観形成基準に配慮していただくことに変わりはありませんので、景観形成の啓発に努めることとします。</p> <p>⇒市川市には、景観啓発のツールとして「景観づくりに関するハンドブック」があります。</p> <p>○工作物の基準に反映させます。</p>
8	罰則規定について	<p>●<意見記入シート:罰則規定に関する部分を出来形版（A4判の体裁）でどのように表現するのか。></p>	<p>○計画や条例は法で委任されている範囲のものしか記載は出来ません。罰則については、虚偽の申請や届出、命令に違反した者に対するものが法で定められております。しかしながら、計画や条例へ委任はされていないため、市の計画や条例への記載はしません。</p>
9	工作物の届出対象行為について	<p>●<意見記入シート:「第2章(2)届出対象行為-工作物の建設等」について、「資料:千葉県内都市の届出対象行為」に記載される佐倉市景観計画(案)を参考に「建築基準法に基づく建築確認が必要な工作物」等の追記を希望します。他市町の事例では、山武市景観計画(H27年3月策定)、酒々井町景観計画(H29年4月策定)に同様の記載があります。※参考として各景観計画の抜粋を添付します。></p>	<p>○届出対象行為の除外について記載を行います。</p>
10	強調色の割合について	<p>●強調色が使える面積をうまく考えたい。国道464号沿いには、壁面積が大小いろいろなものがある。それを一律(商業と業務)で設定していることが気になる。<意見記入シート:商業と業務は区分し、100m前後の道路幅からの見え方からすると本沿道地区は一般地区商業景観ゾーンの強調色20%未満が良いのではないかと。></p>	<p>○商業と業務の事業者が、一つの建築物内に存在することも多く、建築物のすべてについて商業系、又は業務系との区分は難しいため、本色彩基準(素案)では、商業系用途地域内の場合の施設は、商業系又は業務系等に限らず商業・業務景観ゾーンの基準としています。</p> <p>○建築物の規模に応じて強調色の割合を区分するとの考え方もありますが、現在定めている外壁面等に対する「一定割合の設定方法」は、多くの都市において用いられているもので公平性を担保されているものと考えています。また、参考資料5の2ページ事業所Bの強調色約13%の事例は、この割合の範囲内においても施設の特徴や個性を十分に表わすこと</p>

			<p>ができると考えられる例示です。</p> <p>○なお、調査した中では「奈良県景観色彩ガイドライン」においては、2種類の強調色の割合が設定され、大規模な施設に対して割合を小さくしています。</p> <p>⇒高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える場合は、各立面（外壁面）の1/5まで</p> <p>⇒高さ31m又は建築面積3,000㎡を超える場合は、各立面（外壁面）の1/10まで</p>
11	色彩の推奨色について	<p>●今回の色彩基準は、緩すぎず、厳しすぎずという内容となっている。届出対象行為からいっても問題はないと考え、ひどいことにはならないと思われる。</p> <p>●また、景観計画はネガティブチェック的な意味要素が強いので、次のステップでは、地域の色を活かすという観点から積極的に考えていく必要がある。</p>	<p>○今後において、色彩基準誘導の次のステップとして、推奨色の啓発について検討を行います。</p>
12	景観意識の高揚及び啓発について	<p>●＜意見記入シート：景観に関する意識を高めていくためには、次のステップとして表彰システムを作ることも有効かと思えます。文京区では創造賞、ふるさと景観賞、活動賞、広告賞の4部門で、大田区では街並み景観部門、景観づくり活動部門の2部門で景観に賞を与えています。また、まち歩きやシンポジウムなどの啓蒙活動も景観意識を継続させる意味で重要です。＞</p>	<p>○表彰制度やまち歩き、シンポジウム等の記載を行います。</p>
13	地域の景観資源の現状把握について	<p>●工作物をつくるときには、周辺の田園景観を壊さないようにする必要があります。しかし、最近、有名な神社のすぐ近くにメガソーラーができた。これはここだけの問題ではない。それが、市民が知らないところにできてしまう。市民がこのような情報にふれる機会がないため、景観に関わる動きを知らせていくことが大切であり、地区全体で広く捉える必要がある。</p>	<p>○まち歩きや景観学習、市民の自主的な活動の支援の記載を行います。</p>